



竜農委第225号
令和4年（2022年）12月12日

竜王町長 西田秀治様

竜王町農業委員会会長 竹山勉



竜王町農地等の利用の最適化の推進に関する意見書

平素は、当農業委員会の活動に対し、格別のご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年4月の改正農業委員会法の施行により、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規の農業経営者の参入促進を柱とした農地等の利用の最適化の推進が農業委員会の重要な業務として位置付けられたところであります。新たな制度の下で2期目を迎えた我々農業委員会に求められる役割を真摯に受け止め、関係機関と緊密な連携を図り、優良農地の確保と有効利用の促進に努め、農業者の期待に応えられるよう更に充実した取り組みが必要であると考えております。

本町農業を取り巻く状況は、農業従事者の高齢化・担い手不足、農業資材の高騰・農産物の価格低迷による農業収入の減少、耕作放棄地・遊休農地の増加等年々厳しさを増しております。

つきましては、本町の財政が厳しい状況下にあることは重々承知しておりますが、農業振興による地域の活性化を図り、農業が魅力ある産業として、農業者が将来に希望を持って農業経営ができ、豊かな農地をしっかりと次の世代へ引き継ぐために、本町における農地等の利用の最適化の推進に向け、次の事項について御検討を賜りたく農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定により意見書を提出いたします。

1 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 認定農業者等担い手の確保・育成

農業の担い手不足が年々深刻化しており、食料の安定供給、自然環境の保全、農村文化の継承等農業の果たす多面的役割を維持し、農業の持続的な発展を図っていくためにも、担い手の確保・育成が急務となっています。

認定農業者は地域の農業を支える中心経営体であることから、認定農業者のメリットを積極的にPRし、農業経営改善に係る研修会、勉強会等の能力向上の機会を設けてください。

また、農業委員の過半数が認定農業者である必要性からも、認定農業者が活用できる本町独自の支援策を創設し、認定農業者の増加を目指してください。

(2) 担い手への支援

認定農業者等の安定した農業経営を持続させるためには、農業用施設整備、大型農業機械の導入を進める必要がありますが、これらの全てにおいて高額化し農業者の負担が増大していることから導入に対する支援策が重要となり、有利な事業の活用が図れるよう情報提供等負担軽減策を講じてください。

一方、地域農業の受け皿となる集落営農組織の法人化については進展しておりますが、法人化された組織においてもその運営には苦慮されているため、円滑な運営を図るための支援のほか、これから法人化されていく集落営農組織に対し、引き続き設立に向けた支援、情報提供等地域に合った形で法人化を行えるよう必要な施策を講じてください。

(3) 人・農地プラン（地域計画）

各地域が抱える「人と農地の問題」の解決を図るため、集落・地域の話し合いにより、今後の地域の中心経営体を定め、そこに農地集積を進める「人・農地プラン」を作成され、毎年プランの見直しが行われていますが、農業者等が地域の課題や将来について具体的な意見を出して話し合うまでには至っていない状況です。

そのような中、国において人・農地など関連施策の見直しが行われ、令和4年5月20日に農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（以下「基盤法等改正法」という。）が成立し、人・農地プランが法定化され、令和5年度および令和6年度の2年間で町において地域計画を策定することとなりました。地域計画策定における農業委員会の役割として関係機関との協議、農地の出し手・受け手の意向把握、目標地図の素案作成、地域での話し合いが位置付けられていますが、その役割を果たすためにも、地域リーダーの存在が不可欠であると考えており、地域リーダーを養成する事業を創設する等積極的に取り組んでください。

また、農業委員、農地利用最適化推進委員も話し合いに加わる中で、関係機関や地域の農業者等への周知を行い、より一層の農業者等の参加と話し合いができる環境づくりに取り組んでいただくとともに、集落・地域での作成が加速化するようマンパワーの拡充（農業振興課および農業委員会事務局職員の増員）を図ってください。

2 遊休農地の解消について

農地は、農業生産の基盤で食料の安定供給を確保するために必要不可欠な資源であると同時に農業生産が行われることで自然環境の保全、防災機能等多面的な機能が發揮されていることから、国民の貴重な財産として守られるべきものです。

しかしながら、農業や農村の衰退とともに、農地面積の減少が続き、農業生産が行われない遊休農地が年々増加していることが喫緊の課題となっています。

遊休農地の解消は、竜王町の農業を維持する上でも重要となります。

遊休農地所有者自らが改善・解消することは困難な場合が多いため、除草、耕起、立木等の除去ができる民間組織・企業・ボランティアの募集等遊休農地再生に向けた施策を講じてください。

3 新規参入の促進について

就農を目指す次世代の担い手の育成が重要であり、特に若手・女性就農者に対して、本町独自の生活支援を行うとともに、就農を目指す研修生を積極的に受け入れ、地域の後継者育成に協力される農家への支援を行い、特色あるインターンシップ制度を構築し、広く研修希望者を募集してください。

また、新規就農者が資金調達する場合の各種融資制度についての情報提供や販路に困ることのないよう販路の拡大・確保に努め、新規就農者を地域で支えていく体制づくりや少しでも定着しやすい環境整備を進めてください。

加えて、県立の農業高校や農業大学校の卒業後の進路が農畜産物の加工や農業関連企業等への就職が多くなっていることから、将来の担い手育成に向けて、同校の実践教育施設の充実と併せ、就農への意欲を持つ若者の育成につながるよう一層注力されるよう町としても県に対して要望してください。

4 農地の適正利用について

(1) 違反転用の防止について

農地は農業上大切なものであり、一度農地以外のものにされると元に戻すことが困難であることから、将来に向かって優良な農地が確保できるよう土地の合理的な利用を踏まえ、当委員会としては適正な農地の転用が行われるよう努めています。

一方、本町においても農地の違反転用が散見される実態にあり、その理由は単に法制度について知識がないという軽易なものから自らの土地であることを理由に意図して非農地化するという悪質なものまで様々な態様があります。

制度の周知および是正指導については、当委員会としても引き続き広報、農地パトロール等を通じて努めていく所存ですが、違反転用を未然に防ぐ手段として、転用工事を請け負う工事業者がその認識を持つことが有効と考えます。

については、農地法を遵守することについて、入札参加資格有資格者名簿の登録申請時に誓約書の添付を求める等の働きかけを行ってください。

(2) 下限面積要件の廃止に伴う対応について

基盤法等改正法の成立による、農地法の一部改正において同法第3条第2項第5号の要件（下限面積要件）が廃止されます。

このことにより、農地取得の間口が広がることから、担い手への農地利用の集積・集約化の阻害、農地の不当な売買等が懸念されますので、農地が適正に利用されるよう必要な施策を講じてください。

一方、これまで下限面積を満たすことができず、賃貸借または売買が難しかった不耕作農地については、本改正により遊休農地の解消等につながることも期待されますので、前記の懸念との調整を行いつつ促進を図ってください。